

法務省保更第91号

平成28年7月26日

地方更生保護委員会委員長 殿

保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局長 畝 本 直 美

第57回BBS会員中央研修会の実施について（通知）

標記研修会を別添「第57回BBS会員中央研修会実施要領」により実施するので、関係事務の円滑な処理に配慮されたく通知します。

第57回BBS会員中央研修会実施要領

1 趣 旨

本研修会は、BBS活動の中心である地区BBS会において、主として組織の中心となってその活動を積極的に推進している地区会長等のBBS会員を対象とし、同会員が、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得することを目的とする。

2 期 間

平成28年9月24日（土）及び25日（日）

3 場 所

国立オリンピック記念青少年センター センター棟501号室
東京都渋谷区代々木神園町3-1

4 日 程（案）

9月24日（土）

開講式 (午後1時00分～)

研修1「講義 ボランティア組織のマネジメントについて」

日本ボランティアコーディネーター協会

(午後1時30分～)

研修2「グループ協議（BBS会の運営について）」①

(午後3時45分～)

(午後5時15分終了予定)

9月25日（日）

研修2「グループ協議（BBS会の運営について）」②

(午前9時00分～)

研修3「グループ協議結果発表・意見交換」 (午前10時30分～)

閉講式 (正午)

(午後0時30分終了予定)

5 主 催

法務省保護局 特定非営利活動法人日本BBS連盟

6 研修員

BBS会員 58名

(県連から各1名, 日本BBS連盟から推薦のあった者から8名)

7 研修員の選定及び報告

(1) 保護観察所長は, 上記1の研修の趣旨を踏まえて, 地区会長等1名を選定し, 別に定める様式により, 8月19日(金)までに研修員名簿を地方更生保護委員会宛て回報するものとする。

(2) 地方更生保護委員会は8月26日(金)までに管内分を取りまとめ, 別に定める様式により法務省保護局更生保護振興課宛て回報するものとする。

8 その他

(1) 研修員の旅費は, (項) 更生保護活動費(事項) 保護観察等に必要な経費(目) 研修生旅費において配賦済みの予算により執行するものとする。

(2) 研修員は, 原則として国立オリンピック記念青少年センターに宿泊するものとする。

(3) 研修員の本研修会への中途参加及び中途退出は, 特別の事情のない限り認めない。

(4) 特定非営利活動法人日本BBS連盟から推薦のあった者8名については, 9月24日(土)の午前10時から本研修会の会場準備を行うものとする。